

藤田医科大学医学部規程

昭和51年規程第2号

施行 昭和51年4月1日

改正 令和4年4月1日

(総 則)

第 1 条 藤田医科大学学則第24条に基づき、次のとおり教育課程及び履修方法について定める。

(教 育 課 程)

第 2 条 医学部では、医療人としてのプロフェッショナリズム、コミュニケーション能力、独創的探究心を涵養し、社会と医療、医学知識、診療と実践、専門職連携についての知識・技能・態度の修得を目的とした教育を行う。

(授業科目及び単位)

第 3 条 授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(履 修)

第 4 条 学部長は、学生がその在学年数における履修すべき授業科目を修得しないときは、翌年の授業への出席を認めないことができる。

(履修科目の評価)

第 5 条 履修科目の評価は、次の各号のとおりとする。

- (1) S (90点以上100点以下)
- (2) A (80点以上90点未満)
- (3) B (70点以上80点未満)
- (4) C (60点以上70点未満)
- (5) D (60点未満)

2. 前項第1号から第4号までを合格とし、同第5号を不合格とする。

(試験及び受験手続)

第 6 条 試験及び受験に関する事項は、藤田医科大学医学部試験に関する規程（平成31年規程第15号）の定めるところによる。

(卒 業 資 格)

第 7 条 医学部の定める授業科目をすべて履修し、卒業試験のほか医学部の指定する試験に合格しなければならない。

(改 正)

第 8 条 この規程を改正しようとするときは、理事会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

2. この規程は、法令の改正、社会環境又は経済事情の変動その他の事情に伴い、改正することがある。

附 則

1. この規程は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。
2. この改正規程は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
3. この改正規程は、昭和 59 年 6 月 1 日から施行する。
4. この改正規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
5. この改正規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
6. この改正規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、別表 1 は平成 7 年度入学者から適用する。
7. この改正規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
8. この改正規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、別表 1 は平成 12 年度入学者から適用する。
9. この改正規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、別表 1 は平成 17 年度入学者から適用する。
10. この改正規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、別表 1 は平成 20 年度入学者から適用する。
11. この改正規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、別表 1 は平成 24 年度入学者から適用する。
12. この改正規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、別表 1 は平成 25 年度入学者から適用する。
13. この改正規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、別表 1 は平成 26 年度入学者から適用する。
14. この改正規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、別表 1 は平成 27 年度入学者から適用する。
15. この改正規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
16. この改正規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、別表 1 は平成 28 年度入学者から適用する。
17. この改正規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、別表 1 は平成 29 年度入学者から適用する。
18. この改正規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、別表 1 は平成 30 年度入学者から適用する。
19. この改正規程は、平成 30 年 10 月 10 日から施行する。
20. この改正規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、別表 1 は平成 31 年度入学者から適用する。
21. この改正規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、別表 1 は令和 2 年度入学者から適用する。
22. この改正規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
23. この改正規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
24. この改正規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、別表 1 は令和 4 年 4 月 1 日以降に入学した学生に適用する。
この規程の改正前の入学者に対しては、第 7 条は従前の例による。

別表1 医学部医学科教育課程

<第1学年>

コース	授業科目	修得単位	備考
医療人の教養	近現代文学	4	8科目中 2科目以上 4単位選択必修 各科目とも前期・後期 各1単位開講
	論理学		
	人類学		
	社会学		
	歴史学		
	教育学		
	法学		
	経済学		
	スポーツ科学	1	実習を含む
外国語 I	Academic English	1.5	
	Medical English I	2	
	ドイツ語	2	4科目中1科目選択 必修
	フランス語		
	中国語		
	ポルトガル語		
情報の基盤	基礎データサイエンス	2	演習を含む
科学研究の基礎 I	読書ゼミナール	0.5	演習を含む
人の行動と心理 I	人の行動と心理 I	1	
医療人の プロフェッショナリズム I	医学教育入門	1	演習を含む
	生老病死の人間学	1	
	生命倫理学	1	
	プロフェッショナリズム I	0.5	演習・実習を含む
	早期臨床体験	1	実習を含む
生命の科学的基盤	生命科学	2.5	実習を含む
	物理学	2.5	演習を含む
	化学	2.5	実習を含む
人体の構造と機能 I	細胞の生理	1	実習を含む
	細胞から個体へ	3.5	実習を含む
	人体の構造 I	5	実習を含む
アセンブリ教育（専門職連携教育）	アセンブリ I	1	演習を含む
計		36.5	

<第2学年>

コ ー ス	授 業 科 目	修得単位	備 考
外国語Ⅱ	Medical EnglishⅡ	1	
科学研究の基礎Ⅱ	Human Biology	1	演習を含む
人の行動と心理Ⅱ	人の行動と心理Ⅱ	1	
医療人のプロフェッショナリズムⅡ	プロフェッショナリズムⅡ	0.5	演習・実習を含む
人体の構造と機能Ⅱ	人体の構造Ⅱ	3	実習を含む
	人体の生理	7.5	実習を含む
	人体を構成する物質と化学反応	4.5	実習を含む
	生体と薬物	4	実習を含む
病因と病態Ⅰ	病気と生体応答	3	実習を含む
	疾患の遺伝的要素	1	
	アレルギーと生体防御	1.5	
病因と病態Ⅱ	細菌・真菌と感染	3.5	実習を含む
	ウイルス・寄生虫と感染	3.0	実習を含む
社会と医療Ⅰ	疫学	1	演習を含む
	医学統計学	1	演習を含む
アセンブリ教育（専門職連携教育）	アセンブリⅡ	1	演習を含む
計		37.5	

<第3学年>

コース	授 業 科 目	修得単位	備 考
外国語Ⅲ	Medical EnglishⅢ	1	
科学研究の基礎Ⅲ	医学研究演習	6	
医療人のプロフェッショナリズムⅢ	プロフェッショナリズムⅢ	0.5	演習・実習を含む
病因と病態Ⅲ	臓器の疾患と生体応答	1.5	実習を含む
社会と医療Ⅱ	予防医学	2	実習を含む
	公衆衛生学	2	実習を含む
診療と診断の基本Ⅰ	臨床検査	1.5	
	画像診断Ⅰ	1	
	P B LⅠ	1	演習を含む
	基本的診療技能Ⅰ	0.5	実習を含む
臨床医学系	救急医学	1	
	東洋医学	0.5	
	血液系	1	
	神経系	1.5	
	運動器系	2	
	循環器系	2.5	
	呼吸器系	1	
	消化器系	4	
	腎臓内科系	1	
	腎・尿路・生殖器外科系	1	
	女性生殖器系	1.5	
	内分泌代謝系・乳腺疾患	2	
	精神・行動系	1.5	
	膠原病系	1	
	感染症系	1	
	腫瘍の病態、診断と治療	1	
成長・発達・小児系	3		
アセンブリ教育（専門職連携教育）	アセンブリⅢ	1	演習を含む
計		44.5	

<第4学年>

コース	授業科目	修得単位	備考
病因と病態Ⅳ	病態病理実習	0.5	実習を含む
社会と医療Ⅲ	地域医療・介護	0.5	
	法医学	2	
診療と診断の基本Ⅱ	画像診断Ⅱ	2	
	PBLⅡ	1	演習を含む
	基本的診療技能Ⅱ	2	実習を含む
臨床医学系	症候・病態	1	
	周術期医学	2	
	リハビリテーション医学	1	
	皮膚・形成系	1	
	眼・視覚系	1	
	耳鼻咽喉・口腔系	1	
	緩和ケア	1	
	加齢・高齢者系	0.5	
	臨床実習	※	実習を含む
計		16.5	

※…当該学年で授業は行われるが、単位は認定しない。

<第5学年>

コース	授業科目	修得単位	備考
臨床医学系	臨床実習	65	実習を含む
計		65	

<第6学年>

コース	授業科目	修得単位	備考
総合医学系	選択制臨床実習	8	実習を含む
	総合医学	4	
アセンブリ教育（専門職連携教育）	アセンブリⅣ	1	演習を含む（選択科目）
計		13	

6学年合計		213.0	
-------	--	-------	--